

243-2015
令和4年2月8日

各介護保険サービス事業者 殿

宮崎県福祉保健部長寿介護課長
(公 印 省 略)

介護職員処遇改善支援補助金に係る賃金改善開始の報告について (依頼)

本県の福祉保健行政の推進につきましては、平素より御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

介護職員処遇改善支援補助金につきましては、県ホームページ等で情報を掲載しているところですが、取得要件である「令和4年2・3月(令和3年度中)から実際に賃金改善を行っていること」について、本年4月の申請に先んじて報告を行っていただく必要があります。

つきましては、当該補助金を活用し賃金改善を図る事業者におかれましては、下記のとおり報告をお願いします。

なお、本依頼文書は、宮崎県内に所在する介護保険施設・事業所を運営する法人宛てに送付しております。運営する施設・事業所に対し、御周知くださいますようお願いいたします。

記

1 賃金改善開始の報告

① 概要

「介護職員処遇改善支援補助金」について、令和4年2月分及び3月分の賃金改善を行っていることを確認するため、報告を求めるものです。

② 報告期限

・原則 : 令和4年2月28日(月)

・例外(※) : 令和4年3月31日(木)

(※) 令和4年3月分とまとめて、同年2月分の賃金改善分を支給する場合

③ 報告方法

宮崎県電子申請システムによる報告をお願いします。

・名称 : (宮崎県) 介護職員処遇改善支援補助金に係る賃金改善開始の報告

・URL : <https://shinsei.pref.miyazaki.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=PqYnyyM5>

(注)・右のコードからもアクセスできます。

・法人ごとに、サービス単位の報告をお願いします。

・最大30サービスの枠を設けております。

超過する場合は、複数回に分けて報告をお願いします。



2 今後のスケジュール

以下のうち、①に関するものが今回の御案内になります。

②～④については、その都度御連絡いたしますので、お待ちください。

- ① 令和4年2月 :【事業所→県】賃上げを実施した旨の報告書を提出。
- ② 令和4年4月 :【事業所→県】処遇改善計画書（交付申請書）の提出。
- ③ 令和4年6月から :【県→事業所】交付決定。補助金を毎月分交付。
(令和4年2～4月分については、令和4年6月にまとめて交付予定)
- ④ 賃金改善期間経過後 :【事業所→県】処遇改善実績報告書の提出。

3 本補助金に関する問合せ先

- ① 電話による問合せ（事業概要・補助要件に関すること）
 - ・厚生労働省老健局介護職員処遇改善支援補助金コールセンター
 - ・電話：03-6812-7835（受付時間：平日9時30分～17時30分）
- ② メールによる問合せ（宮崎県電子申請システムに関すること）
 - ・宮崎県福祉保健部長寿介護課
 - ・メール：choju@pref.miyazaki.lg.jp

(注)・県に対する問合せは、現在メールでのみ受け付けております。

 - ・メールの件名は、「【〇〇（事業所名）】介護職員処遇改善支援補助金に係る質疑について」としてください。

※ 宮崎県国民健康保険団体連合会へのお問合せはお控えくださいますようお願いいたします。

4 その他

- ① 本補助金の概要は、別添リーフレット「『介護職員処遇改善支援補助金』のご案内」のとおりです。御確認をお願いします。
- ② 県ホームページに概要等を掲載しておりますので御確認ください（随時更新）。
 - 宮崎県 HP：「介護職員処遇改善支援補助金」について
 - トップ>健康・福祉>高齢者・介護>介護保険>「介護職員処遇改善支援補助金」について
 - <https://www.pref.miyazaki.lg.jp/choju/kenko/koresha/20220126105606.html>
- ③ 今後の御連絡は、原則としてメールにより行います。
電子申請における報告時に、必ず連絡可能なアドレスを入力してください。

【問合せ先】

担 当：長寿介護課 施設介護担当・居宅介護担当

メール：choju@pref.miyazaki.lg.jp